

「燉煌二十詠」に就いて

神田 喜一郎

一 は し が き

英佛二國に存在する夥しい燉煌文書も、我が邦や支那の學者の三十年に亙る不斷の努力によつて、或は撮影或は筆録されて、今日ではその精華の大半が幾んど既に學界に紹介し盡くされたといつて差支ない。而かも猶ほ往々にして滄海の遺珠の拾ひ上げられることが無いでもないが、茲にわたくしの紹介しようと思ふ「燉煌二十詠」の如き、先づその一として許されてよからう。これは燉煌地方の名所舊蹟を詠じた五言律詩二十首の詩篇であつて、文學的作品としては固り高く評價されるものではないが、その内容が一種の地方誌的文獻として、かの沙州都督府圖經や燉煌錄などの闕を補ひ、或はまた互に印證

するに足るものを有つてゐる所に價值があるのである。わたくしがこの詩篇を見たのは、佛蘭西の國民圖書館に藏するペリオ教授將來の燉煌文書の中であつて、凡て三本ある。いま同教授の燉煌文書目録によつて示すと次の如くである。

一 第二七四八號 これは古文尙書卷九の殘卷であるが、その紙背に「燉煌二十詠」が書寫されてゐるのである。古文尙書のことには王重民氏の巴黎燉煌殘卷叙錄第一輯に解説が見えてゐるし、またわたくしの燉煌祕籍留眞にも書影を掲げておいたから、茲に更めて説く必要もあるまい。いま問題の「燉煌二十詠」に就いて委しく述べると、これは極めて拙い手蹟を以て、燕歌行・古賢集・大漢行・長門怨・國師唐和尚百歲書・王照君怨諸詞人連句などと

いふもの、後に書寫されてゐるのであつて、その唐末若しくは五代の頃に書寫されたものであることは、何人も一見認め得る所である。然し「燉煌二十詠」としては、殆ど首尾完具してゐて、多少の誤字や脱字のある外、これが尤も依據するに足るものである。わたくしは便宜上この本を「燉煌二十詠」の第一本と稱することゝする。

二 第二九八三號 これは「燉煌二十詠」そのものを寫した麻紙の斷簡である。纔に最初の五首と第六首の前半とを書寫したのみで終つてゐるのが惜しい。尤も用紙に汚損が甚しい上に、書品も亦た唐末のものであることは疑なく、決して善寫本ではない。その大體の面貌は燉煌祕籍留眞に載せておいた寫眞の通りである。これを「燉煌二十詠」の第二本とする。

三 第二六九〇號 これは白麻紙の長巻で、表面には僧曇曠の著した「廿二問」と題する佛書が書いてあるのであるが、その紙背にまた「燉煌二十詠」が書寫されてゐるのである。然しこれは第一本にも劣る拙書であるのみならず、最初の第一首と第二首の起句三字とを書寫し

それからまた別に第一首の前半を書寫してゐる丈けであつて、恐らく幼兒の戯書に出たものであらう。而してその書寫の年代も亦た決して唐末を測らない。特に參考する程の價值もないのであるが、兎も角これを「燉煌二十詠」の第三本とする。

それでは以上の三本を参照して、先づ「燉煌二十詠」の本文を紹介することにしよう。

二 「燉煌二十詠」の本文

沙州燉煌二十詠並序

僕到三危。向踰二紀。略觀圖錄。粗覽山川。古跡靈奇。莫可詳究。聊申短詠。以諷美名云爾。

① 第二本・第三本には沙州の二字が無い。

② 第二本・第三本には二十を貳拾に作る。

③ 第二本・第三本には並序の二字が無い。但し第二本には序の本文を存するが、第三本には全然之を闕く。

④ 第二本には危を醜に作る。下また同じ。

⑤ 第一本には向の字が無い。いま第二本に據る。

⑥ 第一本には短の下に見の字があるが、恐らく衍字であら

う。第二本に據つて刪つた。

⑦ 第一本には爾の下に矣の字がある。

(一) 三危山詠

三位鎮郡望。岫嶠凌穹蒼。萬古不毛髮。四時含雪霜。

巖連九隴嶮。地宜三苗鄉。風雨暗溪谷。令人心自傷。

① この每首の題は、熾煌秘籍留眞に示しておいた第二本の寫眞に見る如く、各本ともに詩の本文の直ぐ上に本文と

連ねて書かれてあるのであるが、いま便宜上別行に更めた。また第二本・第三本には詩篇の順位を示す番號の數字が無い。

② 各本ともに郡を群に作つてあるが、いま意を以て改めた。

③ 第二本には谷を誤つて浴に作る。

(二) 白龍堆詠

傳道神沙異。恆寒也自鳴。勢疑天變動。殷似地雷驚。

風削稜還□。人躋及不平。更尋樁井處。時見白龍行。

① 第一本には異の字以下勢の字に至る七字を缺く。これを補ひ得るのは全く第二本の存在に頼る。

② 第一本には穀を鼓に作るも、いま第二本に従ふ。

③ 第一本には削の字以下四字を缺く。

④ 第二本に人の字を缺く。

⑤ 第一本には樁を楮に作る。姑らく第二本に従ふも、何れ

が正しきやを知らない。

⑥ 第一本には見の字以下四字を缺く。

(三) 莫高窟詠

雪嶺千清漠。雲樓架碧空。重闈千佛刹。旁出四天宮。

瑞鳥含珠影。靈花吐蕙雲。洗心遊勝境。從此去塵蒙。

① 第一本には千を誤つて于に作る。

② 第一本には刹を目に作る。いま第二本に従ふ。

(四) 貳師泉詠

賢哉李廣利。爲將討兇奴。路指三危迤。山連萬里枯。

抽刀刺石壁。發矢落金烏。志感飛泉湧。能令士馬甦。

① 第二本に矢を誤つて尔に作る。

② 第二本に湧能の二字を缺く。

③ 第一本には馬を民に作るも聲律上誤であることは明らかである。いま第二本に従ふ。

④ 第一本に甦の字を缺く。

(五) 渥洼池天馬詠

渥洼爲小海。伊昔獻龍媒。花裏牽絲去。雲間曳練來。

騰驥走天闕。滅没下章臺。一入重泉底。千金市不還。

① 第二本に渥洼池天馬の五字を缺く。

② 第二本に雲間曳の三字を缺く。

「熾煌二十詠」に就いて(神田)

第二十四卷 第四號 一七五

⑧ 第二本に底千の二字を缺く。

(六) 陽関成詠

萬里通西域。千秋尙有名。平沙迷舊路。竹井引前程。

馬□無入問。晨鷄更不聽。遙瞻礙闕下。晝夜復誰扃。

① 第二本に陽関成の三字を缺く。

② 第二本に尙を上に作る。音によつて誤つたのであらう。

③ 第二本は省の字にて終り、以下全部を缺く。

④ 馬□の二字は晨鷄の對であるから、恐らく□馬とあるのを誤つたのであらう。

(七) 水精堂詠

陽関臨絕漠。中有水精堂。暗磧鋪銀地。平沙散玉羊。

體明同夜月。色淨含秋霜。可則弃胡塞。終歸遼帝鄉。

(八) 玉女泉詠

用人祭淫水。黍稷信非馨。西約追河伯。蛟龍遂隱形。

紅粧隨洛浦。綠髮逐浮萍。尙有銷金冶。何曾玉女亭。

① 第一本に亭を臺に作るがいま意を以て改めた。

(九) 瑟瑟詠

瑟瑟焦山下。悠悠採幾年。爲珠懸寶髻。作璞間金鈿。

色入青霄裏。光浮黑磧邊。世人偏重此。誰念楚材賢。

(十) 李廟詠

昔時與聖帝。遺廟在燉煌。叱咤雄千古。英威靜一方。

牧童歌塚上。狐兔穴墳傍。晉史傳韜略。留名播五京。

(十一) 貞女臺詠

貞白誰家女。孤標坐此臺。青蛾隨月轉。紅粉向花開。

二八無人識。千秋已作灰。潔身終不嫁。非爲乏良媒。

(十二) 安城祓詠

板築安城日。神祠與此興。一州祈景祚。萬類仰休徵。

蘋藻來無乏。精靈若有憑。更看雲祭處。朝夕酒如繩。

① 第一本に憑の字は誤つて界に作るも、いま意を以て改めた。

(十三) 墨池詠

昔人精篆素。盡妙許張芝。草聖雄千古。芳名冠一時。

舒牋行鳥跡。研墨染魚緇。長想臨池處。興來聊詠詩。

(十四) 半壁樹詠

半壁生奇木。盤根到水涯。高柯籠宿霧。密葉隱朝霞。

二月含青翠。三秋帶紫花。森森神樹下。祈賽不應賒。

(十五) 三撥草詠

池草一攢別。能芳二月春。□□□水瀨。翠色出暎連。
弄舞塗花驛。潛驚觸鈎鱗。芳菲觀不厭。留與待誰人。

(十六) 賀拔臺詠

英雄傳賀拔。割據住燉煌。五郡徵殺匠。千金造寢堂。
綺簷安獸瓦。粉壁架虹梁。峻宇稱無德。何曾有不亡。

(十七) 望京門詠

郭門望京處。樓上啓重圍。水北通西域。橋東路入秦。
黃沙吐雙□。白草□三春。不見中華使。翩翩起虜塵。

(十八) 相似樹詠

兩樹火招提。三春引影低。葉中微有字。階下已成蹊。
含察同脩短。分條德且齊。不容凡鳥坐。應欲俟鸞栖。

① 第一本に夾を夾に作るもいま意を以て改めた。

② 第一本に短を短に作るも、いよ意を以て改めた。

(十九) 鑿壁井詠

昔聞鑿壁井。茲水窳爲靈。色帶三春綠。芳傳一□清。
玄言稱上善。圖錄著高名。德重勝□□。諸流兩且輕。

(二十) 分流泉詠

地湧澄泉美。環城本自奇。一源分異流。兩道入湯池。

□上青蘋合。州前翠柳垂。況逢佳景處。從此遂忘疲。

三 作者と年代

この詩篇の作者は何人か全然判明せない。その序にも本文にも之を徴すべき手掛りのないのが遺憾である。然し冒頭に「僕到三危。向踰二紀。」とあるのを見ると、即ち燉煌に來て二十年に垂んとするといふのであるから、この地に移つて久しく居住してゐた流寓の人物であることは固より間違ひない。そのことはまた第九の瑟瑟詠の末句に「世人偏重此。誰念楚材賢。」と言ひ、暗に自らを楚材の賢に擬して不平を漏らしてゐるのに依つても證せられる。楚材は所謂楚材晉用のことである。流寓の人物でなければ、特にかゝる字面を此處に持出す理由がなからう。要するにこの詩篇の作者は、多少の學問を備へながら、而かも燉煌の如き邊陲の地に久しく流寓し、猶ほ且つ用ゐられなかつた人士と見るより外はない。それでは果して何時頃の作であらうか。これに就いてもまた遺憾ながら殆ど手掛りがないが、この詩篇を寫

した三通の文書が、前に言つておいた如く、皆唐末若しくは五代頃のものと思はれるので、大體その頃の作ではないかと考へられる。第三の莫高窟詠の中の「重開千佛刹」の句は、千佛洞の重修せられた頃の作たることを想はしめるけれども、この石窟の重修せられたのは、唐代になつても屢々行はれてゐるので、當面の問題に對しては、何等寄與する所がない。

四 地方誌的文獻としての價值

この詩篇が、作者自ら「略觀圖錄。粗覽山川。」と言ふ如く、各種の文獻を參照すると共に、實地踏査をも試みた苦心の結果に出たものであることは固り疑ひなき所である。いま各詠に就いて委しく檢討を加へることは、わたくしの目的とする所ではないが、多少氣付いた點を左に列擧してみよう。

(一) 最初の三危山・白龍堆・莫高窟・渥洼池・陽關戍の如きは燉煌地方の名高い名所舊蹟で、古今の地誌にも見える所であるが、それらの地誌の記事と參照して、互

に相資する所がないではない。例へば貳師泉詠の後半に
抽刀刺石壁。發矢落金烏。志感飛泉湧。能令士馬甦。
とあるのは、即ち沙州都督府圖經に

懸泉水

古在州東一百三十里。出於石崖腹中。(中略)西涼異

物志云。漢貳師將軍李廣利。西伐大宛。廻至此山。

兵士衆渴乏。廣乃以掌拓山。仰天悲誓。以佩劍刺山。

飛泉湧出。以濟三軍。人多皆足。人少不盈。側出懸

崖。故曰懸泉。(筆者云ふ、茲に西涼異物志とあるのは涼州異物志の筆誤と思ふが、この文はまた

唐光啓元年書寫の沙州伊州地志の殘卷にも少しばかり見えてゐる。)

とあり、また燉煌錄に

貳師泉。去沙城東三程。漢時李廣利軍行渴乏。祝山神。

以劍剗山。因之水下流。云云。

とある記事と對比されるが、沙州都督府圖經にも燉煌錄にも貳師泉詠の「發矢落金烏」の句に相當する傳説を傳へてゐない。何分にも詩句のことであるから、その委しい内容を知ることが出来ないけれども、李廣利が佩劍を以て山を刺したといふ傳説の外に、猶ほ太陽を射落したと

いふやうな傳説が當時貳師泉に纏つて傳へられてゐたのではあるまいか。果して然らば沙州都督府圖經や燉煌錄の闕を補ふべき一異聞である。

(二) 第八の玉女泉詠は、これ亦た燉煌錄に

城西八十五里。有玉女泉。人傳頗有靈。每歲此郡牽童男女各一人充祭湫神。年則順成不爾損苗。父母雖苦坐離。兒女爲神所錄。觀然播手而沒。神龍中。刺史張孝嵩下車。郡人告之。太守怒曰。豈有以源妖怪害我生靈。

遂設壇備牲泉側曰。願見本身欲親亨。神乃化爲一龍。從水而出。太守應弦中喉。拔劍斬首。親詣闕進上。玄宗嘉稱再三。遂賜龍舌。勅號龍舌張氏。編在簡書。

とある傳説と對比さるべく、互に相資するものと思ふ。

(三) 第九の瑟瑟詠は瑟瑟に關する文獻として注意に價する。瑟瑟とは、言ふまでもなく西域から出る寶石である。この寶石に關しては、夙にラウフナー(B. Laufer)氏が“Notes on Turquois in the East” (pp. 25-35, 45-55, 67-68) 及び“Sino-Iranica. (pp. 516-520) に委しい研究を發表してゐるが、今日實はその性質も産地も

未だ正確には知られるに至つてゐないのである。然るにいま瑟瑟詠に「瑟瑟焦山下。悠悠採幾年。」と言ひ、瑟瑟の採掘せられる場所として焦山の名を擧げてゐるのは、兎も角も瑟瑟の問題に新しい材料を提供するものではあるまいか。焦山に就いてはわたくしは未だ何等の研究も試みてゐないが、これは後日に譲ることとする。猶ほ瑟瑟詠に「爲珠懸寶髻。作璞間金鈿。」とあるのも、當時の風俗史料として甚だ面白い。これによつて當時燉煌地方の婦人が喜んで瑟瑟を裝身具に用ゐたことが知られる。

(四) 第十の李廟詠は、西涼の李岳がその先世を祀つた廟のことで、この廟に就いては、沙州都督府圖經や燉煌錄にも記事がある。尤も沙州都督府圖經によると、別に李岳の子の譚・讓・恂等を祀つた廟が存在したらしいがこれらの廟は唐代には既に甚しく荒廢してゐたものと見え、沙州都督府圖經に「屋宇除毀。階墻尙存。」とある。この李廟詠に「牧童歌塚上。狐兔穴墳傍。」とあるのは全く當時の實狀であつたのであらう。

(五) 第十二の安城祆詠は、沙州の祆廟を詠じたものに

相違ないが、何故これを安城祇と稱したのか未だ詳らかにせない。沙州の祇廟のことは、沙州都督府圖經に

祇神

右在州東一里。立舍畫神主。總有二十龕。其院周廻一百里。

とある。この安城祇詠に於て注意すべきは、第一に「板築安城日。神祠與此興。」とある句である。いま姑らく安城を沙州城のこと、假定すれば、沙州の祇廟は、沙州城の築造と共に建立せられたことになる。果して沙州城が何時築造せられたかを知らぬが、少くともこの詩の作られた當時に在つては、沙州城の築造せられた年代と共に祇廟の建立せられた年代も一般に明瞭に知られてゐたものと視なければならぬ。さう思つて更に沙州都督府圖經を注意すると、沙州に於ける「四所雜神」として、土地神・風伯神・雨師神・祇神と四神の廟を擧げてゐる中で、祇神を除く他の三神には、いづれも「不知起在何代」と記してゐるのに對して、祇神には獨りさういふ文句がない。これは恐らく偶然ではあるまい。これらの事實を手

掛りとして更に詮索すれば、或は燧燿地方に祇教の傳へられた年代を明らかにせられると思ふ。それからこの安城祇詠に就いて第二に注意すべきは、「更看祭處、朝夕酒如繩。」の句である。これに依つて當時祇神に雨請ひの祭が行はれたこと、また酒を供へたことが知られる。佛蘭西の國民圖書館に藏する燧燿文書の中、第二六二九號に首尾共に關けた一通の文書で、ペリオ教授が“Fragment historique important sur l'histoire locale de T'ouen-houang.”と記してゐるものがある。紙の接縫に「歸義軍節度使新錄司」の印があり、疑ひもなく歸義軍の記録の斷簡であるが、その中にも

〔七月〕十日城東祇賽神酒雨瓮

といふ一條がある。當時祇神に酒を供へる風習のあつたことが益々明らかになる。これらも祇神に関する史料として多少の參考にならう。

(五)第十三の墨池詠は、これ亦た沙州都督府圖經の張芝墨池の記事と對比さるべきものである。

以上わたくしは燧燿二十詠に就いて氣附いた點を簡單

に述べたのであるが、その地方誌的文獻としての價値は自ら説明の必要もなからう。固り燉煌地方の古い地誌として既に學界に紹介せられた沙州都督府圖經・燉煌錄・

唐光啓元年書寫沙州伊州地誌・後漢乾祐二年撰沙州地誌の諸誌には比すべくもないけれども、わたくしはそれらに次いで貴重すべき文獻と思ふのである。